

四日市人権・同和教育研究会（課題別学習会）に参加して

1月17日（日）四日市人権・同和教育研究会課題別学習会に参加させていただきましたので以下にご紹介させていただきます。

本学習会の趣旨は、主体者一人ひとりの学びや気づきをさらに高めあう場として、4つのテーマ課題（「部落問題」、「外国人の人権」、「女性の人権」、「人権のまちづくり」）に分けてテーマ毎に講演会と分散会形式の学習会です。今回「人権のまちづくりについて考えよう」に参加しました。講演は桑名市人権センターの小玉宏明さんより「今の人権意識は大丈夫？」と題して、事例やアンケートを中心に身近な人権課題について聴かせていただきました。

昨年纏められた四日市市民人権意識調査結果によると、人権について関心がある人は、6.6ポイント増加し、関心がある人権課題については、「障害のある人の人権」が最も高く、次いで「人権の基礎知識」、「インターネットによる人権侵害」となっており、人権に関係があると思うものは、「差別・いじめ」が最も高い理解度を示しています。人権が侵害された経験は、「ない」の割合が高くなっていますが、人権が侵害された時の対応では、「だまって我慢した」が72.2%と最も高く、また相談した場合は、家族や友人等の身近な人が最も高くなっているとの結果がでています。

「あなたの人権意識は大丈夫ですか？」と質問された時、はたして「表面的な知識は知っているが他人事」、「人権、人権とめんどくさい」、「世代・地域による感覚の相違」、「うわさ、偏見、忌避意識」などの言葉が脳裏をよぎりませんか。人権はみんなが持っている、身近なものであり、普段はあまり感じないが、誹謗中傷や避けられたりした時等、はじめて人権の大切さがわかります。と話されています。逆に自分の発言や行動が他人の人権を侵していないか振り返ってみることも大切だと感じました。さらに小玉さんは、「差別や偏見の芽は、自分の意思でしか取り除けない」、「私たちができることは、差別を次の世代に残さないこと、差別はなくせます。大事な担い手は私たちです」と具体的な反差別行動を示されています。私たちはその行動を実践することによって、胸を張って先の問いに対して「大丈夫です！」と答えたいと強く思いました。

- ・正しい知識の習得と人権感覚の向上（研修会等に参加）
- ・自分でできることを実行していく（傍観者にならない）
- ・普段の啓発・継続性を大事にする（啓発の持続）
- ・相談・通報・声掛け等を大切に（つながりを大切に）
- ・日本型の人権（守る）から西洋型の人権（使う）へ

（記 啓発部 橋本 茂）

お知らせ

◎ 定期総会開催のお知らせ

海蔵地区人権・同和教育推進協議会の2016年度定期総会を下記のとおり開催しますので、関係者のご出席をお願いします。

なお、当日出席できない方は、所定の「委任状」を、期日までに事務局まで提出していただきますようよろしくお願い致します。

記

- 1.日時 2016年6月6日（月）19時
- 2.場所 海蔵地区市民センター中会議室
- 3.議事 2015年度 事業報告
2,015年度 収支決算報告及び
会計監査報告
2016年度 体制
2016年度 事業実施計画
2016年度 収支予算
その他
- 4.出席対象者 2016年度構成団体委員
- 5.その他 総会閉会后、引き続き第1回
委員研修会を開催します。
以上

◎「同推くん」は、海蔵地区ホームページでご覧になれます。

URLは、
<http://www.kaizotiku.org/>
です。
ポータルサイトの「同推くん」をクリックしていただくと、現在創刊号から、第64号2017.2.1まで御覧になれます。

◇障害者差別解消法が施行されました！

「障害者差別解消法」が、4月1日から施行されました。障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

この法律では、実現を目指すために二つのポイントを2つ示しています。「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」です。「不当な差別的取り扱いの禁止」とは障害を理由に特別な取扱いや、権利侵害をしてはいけないということです。例えば、アパートを借りようとした場合に、貸主が、障害があることを理由に、貸してくれなかった場合が該当します。

「合理的配慮の提供」とは、障害のある人から、官公庁などの公的機関や、会社やお店など事業者に対して、社会の中にあるバリアを取り除くために障害のある人から何らかの対応を必要としているとの意思表示があった場合に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者の場合は努力義務）を意味します。具体的事例は、内閣府のホームページの「合理的配慮サーチ」で検索することができます。

<http://www.cao.go.jp>

シリーズで学ぶ 水平社運動とは

～第2回～

「熱と光を求めて」全国水平社創立の思想に学ぶ

～三百万の絶対解放をめざして「人間の自由」を叫ぶ声は、燎原の火の如く全国に～

1 はじめに

「全国に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。」で始まり「人の世に熱あれ、人間に光あれ」で結ばれる宣言は、大正11(1922)年3月3日午後1時、京都市岡崎公会堂で開かれた「全国水平社創立大会」で全国各地から参加し満場立錐の余地なき会衆を前に、駒井喜作氏が朗読発表されたものです。(西光万吉作成)

その時の様子を記された「全国水平社創立大会記」によると、

「先づ、南氏、開會の辞に代へて民族の歴史を説き斷々乎たる決意を

述べ、希望を漲らせて降壇、衆議一決によって座長席につき、阪本氏は昨年よりの粒々辛苦の経過を報告して感謝の拍手によってこたへられ、櫻田氏綱領を朗読、(中略)怒濤のごとき歓聲、急霰(あられ)の如き拍手は暫し止まなかった。次いで駒井氏、宣言を朗読すべくその雄偉なる体軀を壇上に運ぶ。(中略:宣言文)駒井氏の一句は一句より強く一語は一語より感激し來たり、三千の會集皆な聲をのみ面を俯せ獻欵(すすりなく)の聲四方に起こる。氏は讀み了つてなほ降壇を忘れ、沈痛の氣、堂に満ち、悲壯の感、人に迫る、やがて天地も震動せんばかりの大拍手と歡呼となった。次で米田氏は凛々たる聲を以て決議文を朗読」と記されている。

(大会記は、決議文に続くが以下省略)

一、各地代表演説	祝詞祝電朗読	決議文朗讀	宣言發表	綱領朗讀	經過報告	開會の辭	大會
會集五分演説	泉野利蔵君	米田富君	駒井喜作君	櫻田規矩三君	阪本清一郎君	南梅吉君	序

「水平」第1巻第1号「全國水平社創立大會記」より※ルビは、一部省略しています。改めて「宣言」を読んでみると、「宣言」に籠められた「人間解放」への熱い思いが、ひしひしと伝わってくるのではないでしょうが。

2 綱領と創立宣言

すでにご承知の方も多いと思いますが、朗読された「綱領」と発表された「宣言」を紹介します。

綱 領

1、我々特殊部落民は部落民自身の行動によって絶対の解放を期す

1、我々特殊部落民は絶対に經濟の自由と職業の自由を社會に要求し以て獲得を期す

1、我等は人間性の原理に覺醒し人類最高の完成に向つて突進す

宣 言

全國に散在する我が特殊部落民よ團結せよ。

長い間虐められて來た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によつてなされた我等の爲の運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが我々によつて又他の人々に依つて毎に人間を冒瀆されてみた罰であつたのだ。そして、これ等の人間を勦るかの如き運動は、かへつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際我等の中より人間の尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは寧ろ必然である。

兄弟よ。我等の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつた。陋劣なる階級政策

の犠牲者であり、男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生生き人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代償として、暖かい人間の心臓を引裂かれ、そこへクダナイ嘲笑の唾を吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れづにあつた。そうだ、そうして我々は、この血を享けて人間が神にかはらうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が來たのだ。殉教者が、その荊冠を祝福される時が來たのだ。

我々がエタである事を誇り得る時が來たのだ。

我々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行為によつて、祖先を辱しめ人間を冒瀆してはならぬ。そして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勦る事が何のであるかを良く知つてゐる吾々は、心から人間の熱と光を願求禮讃するものである。

水平社は、かくして生まれた。人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月三日 全國水平社

3 三重県水平社創立大会

四月二十一日午後一時より三重県松阪町中町に於て三重水平社創立大会、差別撤廢大演説会を開いた。定刻前より会場に殺到し來る聴衆を以て早くも立錐の余地なきほどに埋めた。時々起る拍手、怒号は開会を迫ること切であつた。午後一時の振鈴は氣魂しく場に響き渡る。大会参加者二千五百有余の人々は一斉に拍手、北村庄太郎君は壇上に現はれ、開會の辭に代へて所感を述べ議長席に着して中里喜行君起ちて、創立までの経過報告を詳かに説きて萬場の謝辭的拍手を浴びて降壇、山田清之助君綱領、上田音市君宣言を朗読するや(全国共通のもの)拍手頻りに怒濤の如く暫し

鳴り止まなかつた。吉村亀太郎君は左の決議を朗読。

決 議

1、吾等に対し穢多及び旧來の名称を以て侮辱の意を表示したる時は徹底的糺弾を為す

1、吾等は各部落の統一を計る為め全国水平社連盟本部と共通の雑誌(水平)及びパンフレットを發行す

1、吾等は水平社未設の地方へは水平社設立を促すため巡廻講演部を設置す
右決議す

三重水平社創立大會

北村君は満場の参集者に異議なきかを図るや、拍手堂を圧して賛意を表示し茲に於て可決確定を宣し創立大会は萬歳裡に終りを告げた。

*機関紙「水平」第1巻第1号(大会号)より引用

全国水平社の創立メンバー7名



左から
平野
米田
南
駒井
阪本
西光
櫻田

綱領・宣言 機関紙「水平」



全国水平社の団体旗「荊冠旗」(創立当時)

